

商品名	たてしん福祉ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の営業区域内に居住する方、または当金庫の営業区域内に住所を有する事業所に勤務する方。</li> <li>・満 20 歳以上の方。</li> <li>・安定継続した収入がある方(アルバイト・パートの方は対象外)。</li> <li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。</li> <li>・上記条件を満たし、かつ当金庫が融資することを認めた方。</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込人のご親族のための、介護用機器購入・設置資金および老人ホームの入居一時金(申込人本人のための資金は対象となりません)。</li> <li>・当金庫のしんきん福祉ローンの残債を含めて借入れできます。</li> <li>・本申込みにかかる一括払い保証料。</li> </ul>
資金の振込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先への振込が条件です(当金庫が承諾したときは、融資額の 20%か 50 万円のいずれか大きい金額まで振込しなくても可)。</li> </ul>
融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 万円以上 500 万円以内(1 万円単位)</li> </ul>
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 カ月以上 10 年以内(1 か月きざみ)</li> </ul>
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利(融資時の利率を完済時まで適用)</li> <li>・当金庫所定の利率を適用します。</li> </ul>
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「元利均等返済方式」と「元金均等返済方式」からお選びいただけます。</li> <li style="padding-left: 20px;">&lt;元利均等返済方式&gt; 月々決まった金額(元金+利息)を返済する方法</li> <li style="padding-left: 20px;">&lt;元金均等返済方式&gt; 月々決まった元金に、利息を加えた金額を返済する方法</li> <li>・「毎月返済」と「毎月返済とボーナス月増額返済の併用」からお選びいただけます。</li> <li>※ボーナス月増額返済に充てることができるのは融資金額の 50%以内です。</li> <li>※ボーナス月増額返済は、6 か月ごとの指定月にさせていただきます。</li> <li>・融資時から 6 か月まで元金返済の据置(利息は毎月支払い)ができます。</li> <li>・返済日が当金庫窓口休業日の場合は翌営業日となります。</li> </ul>
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証付きで保証人・担保は必要ありません。</li> </ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証会社へ支払う保証料は融資利息に含まれています。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・550 円(税込)</li> </ul>
ご用意いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類 運転免許証(原則) ※運転免許証を取得していない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード</li> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・写真付住民基本台帳カード</li> <li>・パスポート</li> <li>・健康保険証と住民票抄本や公共料金領収書等の組み合わせ</li> </ul> </li> <li>・日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書</li> <li>・住民票抄本(在留資格の記載があるもの)</li> </ul> </li> <li>・公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書控のいずれか。(但し、保証金額が 100 万円以下の案件は不要)</li> <li>・見積書・注文書・請求書、振込依頼書等。</li> </ul>

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または企画部(9時～17時、電話:0470-29-3012)にお申し出ください
	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の融資利率・保証料率は当金庫の本支店までお問合せください。</li> <li>・お申込みに際しては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。</li> </ul>	

## 館山信用金庫

(令和02年09月01日現在)